

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理 に対する意見募集の結果概要

(速報値)

1. 意見募集の期間

平成 20 年 10 月 9 日 (木) ～平成 20 年 11 月 10 日 (月)

2. 寄せられたメール等の総数

団体： 23 通

個人： 153 通 (無記名を含む)

合計： 176 通

3. 項目ごとの意見の件数

うち、団体意見

I	はじめに	3 件	(2 件)
II	過去の著作物等の利用の円滑化 (総論)	9 件	(2 件)
	-1 検討の経緯等	4 件	(0 件)
	-2 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について	5 件	(1 件)
	-3 権利者不明の場合の利用の円滑化について	24 件	(11 件)
	-4 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について	21 件	(9 件)
	-5 その他の課題	3 件	(2 件)
III	保護期間の在り方について (総論)	40 件	(5 件)
	-1 はじめに	1 件	(0 件)
	-2 制度の現状	5 件	(0 件)
	-3 各論点についての意見の整理	117 件	(9 件)
	-4 関連する課題	10 件	(5 件)
IV	議論の整理と今後の方向性	17 件	(3 件)
V	その他	11 件	(3 件)

※ 各項目への分類は、基本的には、寄せられた意見の中で意見の対象として記載されていた項目名によったものである。また、1 通の意見が複数項目にわたることがあるため、各項目の合計はメール等の総数及び 4. 各項目ごとの主な意見の概要の内訳数とは一致しない。

4. 各項目ごとの主な意見の概要

(次ページ以降を参照)

Ⅱ. 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化について（総論）

①検討範囲、検討の視点に関する意見

- 放送番組の二次利用を前提とした著作隣接権の集中管理や、権利者不明の場合の裁定制度の活用など、中間整理で提言された利用促進策の範囲が限定されすぎている。

国内での著作権・著作隣接権の集中管理を進め、少なくとも海外で適法配信されている著作物は、日本でも同様の仕様で配信されることが可能なようにすべきだ。(個人)

- コンテンツの二次利用に関して、二次利用の様態を狭く捉えすぎている。ユーザーによるコンテンツのリミックス・マッシュアップ・MAD等、次世代のクリエイターを育てている場を委縮させるようなことがないよう配慮することが重要である。(個人)

- 保護期間延長から発生する、著作物の円滑な利用を妨げる要因を防ぐために利用円滑化が議論されているが、利用円滑化は権利者と利用者双方の利益になるものであるため、利用円滑化についてはより独立性を高くして議論を進めるべきである。(個人)

- 過去の著作物等の利用の円滑化はビジネススキームの問題であり、そもそも文化庁の小委員会のみで議論すべき問題ではない。経産省、総務省との共同で委員会を設け、より広く、具体性のある立場での議論へ移行すべきである。(個人)

②積極的に何らかの円滑化方策を行うべきという意見

- 「知的財産推進計画2007」「知的財産推進計画2008」にて表明されたように、デジタルコンテンツの流通促進は、我が国の喫緊の課題であり、政府の方針として、時代に先んじた最先端の法制度による解決策を早急にかつ真摯に検討する必要がある。

本中間整理における検討は、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」「知的財産推進計画2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備のための検討として不十分且つ不適切なものである。本中間整理自体が肯定的な評価を行っている当該立法提案を、その一つであると評価できる当フォーラムの提案する『ネット法』構想をも含めて、早急にかつ真摯に検討するよう切望する。(デジタル・コンテンツ法有識者)

フォーラム)

- 多数関係者や権利者不明にとどまらず、承諾に変わる裁定を法制度化するべきである。
著作権法が文化の発展に資するのは著作物が公開されるからである。正当な対価をもってしても公開流通を拒否することは文化の発展の観点からは望ましくない。
裁定の制度を改めて、弾力的かつ一般的な制度とすべきである。また、一般的に裁定利用が不可能としても登録された著作物については裁定利用を可能とするとともに、登録されない著作物については、権利行使の範囲を制限することが望ましい。(NPO法人 ソフトウェア技術者連盟)
- 商用利用が可能な著作物について有償の登録制度を設け、登録されないものはベルヌ条約で規定された保護期間とすることで、商用として長期間著作権を保護することと、保護期間の長期化による孤児著作物の増加を防止することができる。(個人)
- フェアユース規定導入以外の個別経過措置は、著作権保護期間を単純に延長させるという、沈み行く既存ビジネスモデルの延命を前提にしている。フェアユース規定によってエンドユーザでも一定の目的であれば、著作隣接権の制限対象から外れる体系が望まれる。(個人)

③円滑化方策について慎重に検討すべきという意見

- コンテンツ流通促進については、インターネット上に安全な環境が確保され、消費者ニーズを掴んだ既存の流通市場との役割分担が明確なビジネスモデルが生まれれば自ずとコンテンツは流通するため、インターネット上の安全な環境の確保以外に法制に頼る必要はない。(個人)
- 利用円滑化策を検討・実施することに関して異を唱えるものではないが、そもそも保護期間を延長すること自体が、著作物の利用円滑化を妨げる要因となっていることから、このような議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは難しいと思われる。
利用円滑化方策に関しては、A 案は「ネット権」を想定しているものと考えられる。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態にはなく、そのあり方には十分な議論が成されていない。

民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであるとする。 (無限責任中間法人 インターネット先進ユーザーの会 (M I A U)、個人)

Ⅱ－２．第２章第２節 多数権利者が関わる場合の利用の円滑化について

- 現実に海外との比較で流通障害が起こっているのは放送番組より、音楽・映像分野である。原権利者だった実演家が流通を望みながら、現在の権利者によってそれが止められているという「多数の権利者が関わる場合」の流通障害を解消すべきである。(個人)
- 海外で一定の成果が見られるビジネスモデルについては、同等の条件で許諾を出せるよう方策を考え、権利者への対価の還元を考える方が建設的である。(個人)
- 著作権が多数人に共有されている場合の利用について、共有者の一部が正当な理由なく合意の形成を拒んだ場合に、その利用を可能とするために、合意の形成を拒む共有者に対し、誰がどのような請求をすることができるのかを著作権法の中に明示することが急務である。(個人)
- 多数の権利者が関わる著作物に関して、中間整理で民間の取り組みとして上げられている主たる著作権者を決めておくことを法制化すべきである。事前に権利は個人に委ね、その事を事前に周知した上で著作物の製作にのぞむことが法制化されれば、権利問題は相当簡略化される。(個人)

II-3. 第2章第3節 権利者不明の場合の利用の円滑化について

ア. 総論

- 現行の裁定制度に代わる新たな制度を整備することは、過去の著作物等の利用を円滑化する上で有益であり、実現に向けて検討を進めるべきであると考え。その際、全体としての保護と利用とのバランスを適切に調和させることが重要なため、保護期間延長の問題から切り離すことなく、一体的に議論をすべきであると考え。(社団法人 日本音楽著作権協会)
- 既存の著作物利用に際し、現行の裁定制度による解決では負担が大きく、時間がかかりすぎることに鑑み、権利者不明の場合の利用円滑化を促進する制度を整備することについては賛成する。(社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 権利者不明の場合の対応策については、民間レベルでの自助努力が損なわれることのないよう留意しつつ、最終手段としてのセーフティネットという位置付けの下に検討を進めるべきである。(社団法人 日本レコード協会)
- 権利者不明の著作物を利用するための制度について、現行の裁定制度の手続についての運用改善や新たな制度の創設などによって、利用者の利便を考慮した、より簡便な仕組みを目指した検討の方向性に賛同する。

印刷業界においては、印刷業務の発注元に代わって、印刷原稿に含まれる著作物等の権利処理を行うことが多い実態がある。

一般に、印刷物のコンテンツ作成から印刷物の発行までは、大変短い期間で行わなければならないことが多く、素材に含まれる多くの著作権の処理を非常に短期間のうちに完了する必要がある。そのような中で、現行裁定制度は、ビジネススピードと、コストバランスにおいて現実的でない。

権利者不明の場合の利用の円滑化について、新しい法律の制度設計のいかんにかかわらず、実運用における利便性を念頭に検討することを強く希望する。(社団法人 日本印刷産業連合会)
- 「権利者不明の場合の利用の円滑化」について、民間での議論の推移を見守ってから議論を進めるべきである。(個人)
- 著作権が存続しているが権利者不明の場合に加えて、権利が存続・消滅が不明の場合のケースについても検討を行うべき。国立国会図書館が行ってい

るアーカイブ事業に関しては、この問題が大きな障害になっている。(個人)

- 権利者不明の場合として対応が求められる事項のうち、単なる「写り込み」の場合の扱いについては、問題の本来的性格、民間で可能な対応方策の限界に照らし、セーフティネットとしての制度的措置ではなく、権利制限の見直し等により対応を考えていくべきとの検討結果に賛成する。権利制限見直しの方向での検討にあたっては、ドイツ著作権法第 57 条「重要でない付随物」の規定を参考として、より具体的な検討が深められることを希望する。(社団法人 電子情報技術産業委員会)
- 著作権者そのものが不明、著作権者への連絡先が不明、連絡が取れても許諾そのものが拒絶される等の理由から、公共図書館、国会図書館等での障害者サービスに支障が生じている例がある。このことは、障害者の著作物や情報にアクセスする権利が侵害されている看過することのできない事例と考える。障害等の有無にかかわらず、全ての国民が情報や著作物へ自由にアクセスすることを保障する意味からも、著作権法上の規定を作り早急に解決されるべきである。(障害者放送協会)

イ. 運用その他現行制度の改善についての意見

①権利者情報の管理に関する意見

- 権利者情報の管理をもっとしっかりすべき。個人情報保護法の施行により、いっそう所在を掴みづらくなっている今、強化するのであれば文化庁の責任を持って、権利者の所在不明により使用できない、ということがないようにすべき。(個人)
- 権利情報のデータベースの構築について、利用者に支持されるものを作成するためには構築も維持管理もコストがかかるが、著作権者側はそのコストを意識しているようには見えない。著作権者側はビジネスのために法律を変え、ビジネスにならない著作物を犠牲にし、法律の目的を無視しているように見える。(個人)
- 権利者には利用の許諾の可否を判断できる状態であることを義務づけるべき。連絡が取れずに許諾を求めることが出来ないという場合は、著作権を放棄していると見なすことにより円滑にコンテンツの利用を促進させることができる。
コンテンツを利用する側は権利者を探すことに「相当な努力」をする必要

はない。著作権を行使する側が「それなりの努力」で自己の存在を主張するほうが総合的に手間・費用を抑えられる。(個人)

- 保護期間を著作者の死後 70 年に延長するのであれば、権利を継承した遺族には、転居の際、届出を義務づけることなどを徹底して欲しい。(個人)

②権利者不明の場合の裁定手続きを円滑化すべきという意見

- 現行の裁定制度における最大の負担は、権利者探査のための「相当な努力(著作権法 67 条 1 項)」にかかるコストが高すぎる点であり、本文言が抽象的であることから要件を充足する量的・時間的労力が想定できないこと、また、その労力にかかる金銭的負担も大きいことと考えられる。

現在、本小委員会においては、「権利制限」「第三者機関による免責」の両案が検討されているところであるが、何れの案を採用するにしても、本文言を残すのであれば、「相当な努力」に関して、IT等の活用(例えば、「権利者探査ポータル」の設置など)も含め、一定限度の方針を規定(ガイドライン等でも可)すべき。(社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会)

- 現在の裁定手続は非常に煩雑な仕組みとなっており、補償金よりも裁定に係る事務経費の方が膨大な額となっている。A 案も B 案も、このことについて解決策を示したものはなっておらず、どちらの案を採用したとしても、現在の裁定制度がはらむ問題の解決策とはならない。

利用者が裁定制度をもう少し気軽に利用することができるよう、裁定手続の円滑化につき、再検討なされることを望むものである。(社団法人 日本図書館協会)

- 現行の裁定制度の手続きは、合理的な範囲で簡便になる必要がある。裁定制度のハードルがそのまま著作物利用の妨げとなってしまうのでは本末転倒である。(個人)

- 現在の裁定制度は、著作権者捜索に関わる「相当の努力」として全国紙に広報を打つことが求められており、非営利団体や個人が利用することは非現実的である。非営利団体や個人にとって利用しやすい裁定制度として、裁定制度のオンライン化や申請案件に関する裁定結果のデータベース化、権利者との連絡の必要については簡易な手続きで完了するガイドラインを設け、ノーティス・アンド・テイクダウンに基づく手続きの整備を期待する。(個人)

ウ. 新たな制度的な対応についての意見

①A案(相当の努力を払っても権利者と連絡することができない場合、権利制限により利用可能とする)を中心とすべきとの意見

- 著作権者が不明の場合に、その許諾が得られず、著作物が利用されないことは文化創造に繋がる貴重なコンテンツが死蔵され、社会にとっても損失となると考えられるので、利用を円滑化するために新たな制度を導入することにまず賛成する。

また、当会ではA案の制度を基本として検討を進めることが妥当と思料するが、A案を基本としても、著作権者の保護と著作物の利用者側の利便性との兼ね合いにより、制度のあるべき姿は自ずと変化すると思われる。(日本弁理士会)

- A案(権利者の検索について相当の努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、著作物の利用をできることとする)を軸に検討が進められるべき。B案は第3者機関が天下りの温床となる。(個人)

②B案(相当の努力を払っても権利者と連絡することが出来ない場合に第三者機関に使用料を支払うことで一定の免責をする)を中心とすべきとの意見

- 中間整理のA案については、事前に検索したことの証明や使用料の支払いが不要のため、B案と比べて利用のハードルが低く濫用が懸念されるため、制度設計に当たっては何らかの工夫が必要だと考える。それを前提にすると、A案、B案とも著作物の円滑な利用につながるものと期待される。これらの制度的な措置が速やかに実施されることを望む。(日本放送協会)

- 既に製作され著作者不明で利用が困難になっているものに関しては、中間整理にある提案のように、予め利用に関する対価をプールし、著作者が判明した場合に本人や遺族に渡すというのが最も現実的。ただし「利用に際してはあくまで事前に料金が必要」を前提としなければ、後で補償金を支払う段になった時、今度は使用者が不明になっている場合も考えられる。

著作物の権利者が不明の場合の調査に関しては、利用者の免責などは一切認めるべきではない。ビジネス上のコスト的な問題より、製作者の創作した事実を最優先すべき。(個人)

③折衷的な案を考えるべき等とする意見

- 具体的な制度設計に当たっては、権利者への影響や国際条約との整合性に

も配慮しながら、一定機関への事前申告や使用料相当額の事前支払い等を義務付けることにより、制度の濫用防止や権利者の金銭的補償を担保する必要がある。(社団法人 日本レコード協会)

- A 案と B 案の両立等を含めて、議論すべき。(個人)
- 権利制限規定と事後承諾的な使用料支払いによる A 案と、第三者機関への供託を定める B 案を組み合わせ、実効性のある制度の実現を目指すべきである。(個人)
- 権利者不明の場合の利用の円滑化のために、新たな第三者機関を設置することには反対。基本的に、どのような作品についてどのような利用が求められたかのデータがあれば、権利者が供託金の請求を行えば良く、あえてコストをかけて作者の検索などを行う必要はない。いわゆる「フェアユース」について拡充することで、利用について権利者への確認を行う必要すらないケース、というのを積み増していくべき。(個人)

Ⅱ－４．第２章第４節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について

ア．「アーカイブ」を広く捉えて検討すべきという意見

- 検討されているアーカイブの作成主体が狭い。インターネットによるアーカイブサービスが一般化しつつある現在においては、ネット上でのサービス事業者や個人ユーザーをアーカイブの主体とするべきだ。主体が国立国会図書館のみでは、網羅性を確保することは不可能なため、民間・個人が主体となって非営利で行なわれるアーカイブを一定の要件を付した上で認めるべきだ。インターネット全体がアーカイブであり続ける施策を打ち出す必要がある。(個人)

- 「アーカイブ」という言葉について、コンテンツを特定の場所に集約させる、ということではなく、公私問わず様々な場所でコンテンツを共有することでコンテンツそのものが散逸しにくいシステムを作るという意味を捉えて欲しい。(個人)

- アーカイブは芸術文化のインフラ整備として欠かせないものであり、整備は、国家プロジェクトとして、文化・外交の戦略の一つとして位置づけるべきものである。データ化の重要性は勿論、書籍そのもの、また、文字ではない文化遺産に関しても、積極的に残し、世界中で利用可能とするための「窓口機能」を、様々な団体とそれを繋ぐネットワークで構築すべき。(個人)

- インターネット技術の活用という点においては、コンテンツ事業者も図書館も他のネットサービス事業者も個人ユーザーも変わりなく、ある者が可能なアーカイブ手段は殆どの場合 他者にも可能である。情報をほんの何カ所かに集中するのではなく、分散的に蓄積する手段を想定し、制度を考えるべき。(個人)

- 著作物に著作権上の利害が発生するのはそれが利用された段階であり、保存行為自体が著作権者に与える損害はない。また、アーカイブのため保存した著作物は必ず利用されるとは限らず、アーカイブを構築する段階ではどの著作物が利用されるか特定することもできないことから、アーカイブのために著作物を保存する場合においては著作権法による制限の範囲外とすべき。
また、アーカイブを確実にするため、著作物を複数保存する行為は著作権法による制限の範囲外とする必要がある。(個人)

- アーカイブ活動を行っているのは国立国会図書館だけではなく、民間のアーカイブ活動を円滑化するための検討も行うべきだ。また、個人がアーカイビングを行うという行為それ自体が重要な文化的資料の保存に資していると考えられるべきであり、公表から一定の期間を超えた著作物の個人による DRM の解除とデジタル化によるアーカイビングなどを法的に担保することが必要である。(個人)

イ. 国会図書館でのデジタル化について

①デジタル化自体についての意見

- 国会図書館において納本された後にデジタル化ができるような法的措置については、小委員会の中間整理に述べられている意見のとおりである。資料保存目的のデジタル化複製は、資料の痛みがひどくない場合であっても、国会図書館が納本された資料について直ちにデジタル化複製できることを著作権法上明確にすべきである。(日本弁理士会)
- 図書館における所蔵資料のデジタル化が著作権法 31 条 2 号により行うことができるかどうかについては、デジタル化された資料の複製は必要ないことを考慮するよう要望する。国会図書館には、デジタル化された映像資料も納本の対象となっているため、DVD ビデオが納本されている作品の保存には、ベータビデオをデジタル化する必要性はない。また、DVD ビデオ等のすでにデジタル化された映像資料を館内で利用するためには、これをさらに複製する必要もない。従って、著作権法 31 条 2 号でデジタル化できる映像資料は限定的であるべきである。(社団法人 日本映像ソフト協会)

②デジタル化された資料の利用は抑制的にすべきという意見

- 現在の出版状況は厳しく、少部数発行の本については、図書館購入を見越しての刷り部数になっている。これを国会図書館以外での閲覧を可能とすると地方図書館の購入はなくなり、出版社は採算がとれない。著作者は出版そのものを断念することとなる。文筆家の生活を支えているのは、出版社である。良書であれば小部数であっても出版し社会に送り出すことによって、多くの作家が生まれ育つ環境ができる。国会図書館以外での閲覧を可能にすることは、出版社そのものの経済基盤を侵すものであり、文筆家の生活の屋台骨を大きく揺るがすこととなる。

以上の理由に基づき世界のなかの日本文化の発展のためにも、国会図書館でデジタル化された資料の地方図書館での閲覧利用については、著作者・出版社が存続できる制度を用意してから、新しいシステムに移行すべきと要望

する。(社団法人 日本文藝家協会)

- 国会図書館において資料保存のために行われるアーカイブ化に反対するものではないが、デジタル化された資料の利用のされ方によっては、著作権者および出版者の利益を不当に害することになる恐れがある。

原本の代替物ということであれば、館内の閲覧利用であっても、同時アクセスの人数は制限すべきである。国会図書館においてデジタル化された資料の館外利用を可とするにしても、それは市場を補完し、市場で入手できないものに関して利用者の便宜を図ることが大前提にあり、商業出版と競合することは一切行わないとすべきである。

いったん市場で手に入らなくなったものであっても、出版社による復刊事業等や、オンデマンド出版、電子データという形で手に入れることが可能になっている状況を十分に考慮して検討すべきであり、市場で再び入手可能となった時点で外部への提供は中止すべきものとする。

予算が限られている公共図書館では、定価の高い学術系専門書はなかなか購入されないのが現状であり、ネットワークの発達で複数館間での書籍の貸し借りが容易になった昨今、益々その傾向は強まってきている。そのような状況下で、国会図書館がデジタルを使い他館への資料サービスをより充実させていけば、現在購入いただいている全国の数少ない読者が、購入もしていない地方公共図書館を利用することで、益々専門書が売れない状況を作り上げ、それこそ専門書出版社の死活問題に繋がることになりかねない。(社団法人 日本書籍出版協会)

- 「本中間整理」では、国会図書館の東京本館、関西館、国際子ども図書館の間でのデータ送信は公衆送信に当たらないとしている。原資料であっても他館に貸し出すことができない映像資料をストリーミング形式で他館に送信する必要性は無いと思われるので、映像資料の他館への送信は、例え公衆送信に該当しないとしても、許容されるべきではなく、3館でデータ送信できる資料には、映像資料は含まない旨明記することを要望する。

映画の著作物には頒布権があり、映像資料については、図書資料の相互貸借に代わる提供方法に関し著作権の制限をする必要は無いと思われる。また、仮に著作権保護技術が用いられている映像資料をデジタルコピーして提供できるとすると、著作権保護技術が無意味になりかねない。従って、映像資料については原資料の提供も、原資料をデジタル複製したものの提供もできないものと解すべきと思われる。(社団法人 日本映像ソフト協会)

③デジタル化された資料の利用を促進していくべきという意見

- 国会図書館でデジタル化された資料の利用については、利用できる場所を国会図書館や他の図書館に制限するといった慎重な対応が必要と思料する。しかし、利用を容易にするために、メタデータについては、インターネットから閲覧できるようにしていただきたい。
もともと、将来的には、デジタルデータを図書館利用者に提供できるようにする点についても検討されるべきである。現在でも31条1号により提供を受けた利用者がそれをスキャンすれば容易にデジタルデータは作成できるのであり、あえて有形物（紙媒体）に限定する意味は低い。例えば、一定期間経過後の著作物に限ることや、補償金制度を設けることにより、著作権者の利益の保護を図りつつ、図書館アーカイブを利用者へデジタルデータにより提供することも認められてよいのではないか。（日本弁理士会）

- この節に記載されている見解、意見等については概ね賛同する。ただ、国立国会図書館がデジタル化した資料の利用についての慎重な検討が必要との結論付けの理由として掲げられている、「ネットワークを通じたコンテンツの提供により在庫コストが軽減される結果、書籍の絶版という概念がなくなる可能性があるとの指摘」であるが、このような、書籍流通システムの抜本の変革を伴わない限り実現しない、実現可能性の極めて低い仮定に引きずられた挙句、デジタル化した資料の円滑な利用が阻害されることのないよう、検討を進めていただくよう要望する。（社団法人 日本図書館協会）

- 国立国会図書館でデジタル化された資料の活用制限を加えてしまっただけではデジタル化した意味が減じられてしまう。（個人）

- アーカイブの円滑化について、国立国会図書館における制度面でのデジタル化や媒体変換のための複製、運用面でのデジタル化された資料の利用に関しての法律上の明確化は関係者間で協議が必要とされている。次世代の土台としての法律上明確化するならば障害者関係の配慮を盛り込む必要があり、協議に障害者が参加する必要があると思う。（日本盲人会連合）

- 著作物のアーカイブ化に際しては、著作物本体はもちろん、アーカイブの公開システムについても障害の有無にかかわらず、すべての人に対してアクセス可能なものとすべきであり、テレビ番組や映画等のアーカイブについては、聴覚障害者等向けの字幕・手話の付与、視覚障害者等向けの音声解説の付与がされるべきである。また書籍など印刷物については、画像ファイル形

式のみでなく、テキストデータ化したものも付与されるべきである。

公的な非営利目的のアーカイブはもちろん、営利目的のアーカイブであっても、このことが保障されるよう著作権法上の規定が作られるべきである。
(障害者放送協会)

- 一部技術的保護手段においては、特定のベンダが提供する機能に依存する可能性があるため、出来るだけ中立的な保護手段の採用、あるいは閲覧目的と保存目的のデータを分離し、保存目的のデータにおいては技術的保護手段を採用しない等の考慮が必要である。(個人)

ウ. 国会図書館以外の図書館での資料のデジタル化について

- 国立国会図書館以外の図書館等で所蔵資料をデジタル化することについては著作権法 31 条 2 号の解釈として「不可能でない」とする一方で、「関係者間の協議によって議論を続けることが必要である」としている。これだと著作権法 31 条 2 号で解釈することができるという結論なのか、関係者の協議で解釈を確定する必要があるという結論なのかが不明確である。(社団法人 日本図書館協会)
- 再生機器が入手困難となった場合の媒体変換を著作権法 31 条 2 号で許容されるとすると、映像資料に著作権保護技術を用いることが無意味になりかねない。従って、このような場合の取扱いについては、著作権の制限によるのではなく関係者間の協議によって解決することが望ましい。(社団法人 日本映像ソフト協会)
- 国立国会図書館以外の図書館についても納本直後の資料のデジタル化を認めるようにすることを検討するべき。本来認められるべき公正な利用まで萎縮しているということがないかということを含権利制限条項についてきちんと洗い直し、問題のある権利制限条項の解釈について検討するべき。(個人)

エ. その他

- 図書館に関する著作権制限は、図書館が非営利事業として運営されていることが前提と思われるが、昨今、図書館の運営を外部委託する指定管理者制度により運営されている図書館が現れている。このような図書館は「営利を目的としない事業として」という 31 条柱書の要件を充足するかどうか疑義がある。特に営利企業を指定管理者としている図書館は、31 条 2 号に該当しないと解すべきである。(社団法人 日本映像ソフト協会)

Ⅱ－５．第２章第５節 その他の課題

ア．意思表示システムの在り方について

- 自由利用マーク等の意思表示システムは、現状では実効性のあるものとはなっていない。国や地方公共団体、独立行政法人等の出版物やウェブサイト等がまず率先し、このような意思表示システムを活用し広めることで、一般にも周知徹底されるべきである。そのための著作権法上の意思表示システムについての規定が作られるべきである。(障害者放送協会)

- 意思表示システムは、法的解決ではなく民間の取組に任せることに賛成する。(個人)

イ．その他

- 障害者等への緊急災害時の情報保障はいまだに不十分である。対応策として、放送事業者以外の第三者が、放映中や放映済みのテレビ番組に音声解説や字幕や手話を付与して送信することなど、デジタルネットワーク技術を使うことで十分可能となってきた。すでに聴覚障害者向けのリアルタイム字幕や、視覚障害向けの点字データ、録音図書の音声データの公衆送信については、著作権法上も著作権者の許諾なしでも可能とされているが、その利用対象者の範囲等については限定的なものとされている。緊急災害時の情報保障は生命・財産の保護に関わる喫緊の課題であり、著作権法上の対応が早急にされるべきである。(障害者放送協会)

Ⅲ. 第3章 保護期間の在り方について（総論）

ア. 検討の視点に関する意見

- 保護期間延長はあくまでも文化の問題なので、経済の面から議論をする場合には、常に文化とのつながりを念頭に置かなければならない。経済面の議論に終始すると問題の本質を見失う。（社団法人 日本音楽著作権協会）

- 著作権保護期間延長について、更に様々な関係者と議論し、延長された場合の文化的・経済的影響について慎重に議論することが必要である。国民的議論を尽くさないままに延長が決まってしまうことは避けるべき。（個人）

- 著作権は権利であると同時に商品であることから、コンテンツビジネスの実際を詳しく調査し、根拠のない論や法制度や事情の異なる諸外国の話ばかりではなく、我が国の法制度、戦略に基づく具体的な数字や事例に立脚した議論を進めて欲しい。（個人）

イ. 保護期間延長に賛成する意見

- 先進国のほとんどの国で保護期間が70年という状況のなか、日本だけが50年ということでは戦時加算という不当な扱いもそのまま続くことになる。世界的な傾向との整合性の確立なくしては、コンテンツの国際的な流通も共同制作も成立しない。（社団法人 日本文藝家協会）

- 海外の著作者の著作権保護期間が切れたとき、日本がコピーライトヘイブンとして世界の批判を浴びるため、保護期間は延長して、先進国と同水準の70年に延長すべき。（個人）

- 著作権の保護期間については、少なくとも著作者に限れば死後70年に延長すべき。著作権に限らずさまざまな分野で国際協調が叫ばれているなかで、またインターネットがこれほど発展し作品が瞬時に国境を超える状況では、保護期間という基本的なルールの部分には欧米諸国にあわせたほうがよい。（個人）

- 保護期間を長くすることによって、社会全体としてその著作者や著作物を高く評価していることの証しになり、わが国の文化を守っていくことにもつながる。（個人）

- 人が一生懸命作ったものを、大切に長く楽しませていただくという発想が、昨今の日本では薄れすぎている。文化を大切にするために、創作者にお金が集まる制度が必要との意味で、著作権の保護は厚くあるべき。(個人)
- 著作権保護期間を著作者の死後70年に延長することに賛成。知財立国を標榜し、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本にとって、その相手方である欧米他の主要国と対等な立場で競争をする必要がある。(個人)
- 著作権の保護期間延長は、著作権軽視の風潮を改善することにもつながる。保護期間が延長されても、利用に際し許諾を得れば済み、その手間やコストは著作者の創意、工夫、労力に比べれば、考慮に値しない。(個人)

ウ. 保護期間について慎重な検討を必要とする意見

- 著作権の保護期間として何年が適当かは、著作物の利用状況、著作権継承者が受ける利益の妥当性、保護期間を経過した著作物の利用によって国民が受ける公的利益の期待等を勘案し、各国の国情に照らして判断すべき問題である。
国際的に著作物の相互利用が盛んとなっていく趨勢において、国際的なハーモナイゼーションが重要であるが、条約が要求するよりはるかに長い保護を直ちに認める必要があるかどうかは、慎重に議論を行うべきである。
また、70年に延長するとしても、利用の円滑化のための方策が十分に措置されることを強く望む。(社団法人 日本書籍出版協会)
- 保護期間延長の効果に関して、産学協同による民間の研究成果では、調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないという結論に至っている。これに対し延長賛成派の意見では、単に老齢な著作権権利者を慰撫するための目的でしかなく、両論併記に足る根拠が示せていないのではないかと思う。(無限責任中間法人 インターネット先進ユーザーの会 (MIAU))
- 何ら合理的な理由の無い保護期間延長の主張が、経済学上もほぼ統一的な見解である保護期間延長有害論と両論併記扱いされていることは妥当性を欠く。文化庁が行うべきは、むしろ「適切な」保護期間すなわち保護期間の「短縮」に向けた活動である。そのために国際法上の整合が必要であれば、それ

を国際的な会議の場で提言し、合理性を欠く WIPO 著作権条約の保護期間規定を削除することこそが求められる。合理的な国民のほとんどが「著作権の保護期間は長すぎる」と考えているというのに、これに逆らう後退的な議論が行われることは、非常に不自然であると言わざるを得ない。(個人)

- 50年も価値の続くコンテンツは一握りであり、それ以外のコンテンツは実質「死蔵」されているような状態で保護期間を延長すると、著作物の円滑な利用が阻害されるのではないか。(個人)
- 完全にゼロから制作したコンテンツなど皆無に等しく、何らかの過去のコンテンツからアイデア等を貰い、新しいコンテンツが作成されるのが現実なので、むしろ保護期間を延長したことによる弊害の方が多いのではないか。(個人)
- 条約や国際協調以上に、まず日本国民の利益を最優先に考えることこそが基本。国際協調などよりもまず、条約の枠内で日本の社会に合った形の保護期間を設定することが重要である。(個人)
- アニメなどのコンテンツは、その多くが日本製のものである。そのようなものは、海外にあわせる必要など全く無いため、この点からも保護期間の延長理由に国際協調を挙げるのは、理由としては弱い。(個人)
- ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも経たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。(個人)
- 著作権保護の期間を短くすることで、他国の人々にとって著作権保護の期間が長い国より日本の著作物が使いやすくなり、日本の作品に触れる機会が多くなり、日本の保護期間内の著作物を間接的に宣伝する機会が増える。
元の創作者が収入を得る代わりにその後の世代の創作者にとって作品を広めるのに有利な状況を作り出すように支援したほうが将来の創作の発展に有用である。(個人)
- 演劇の脚本は二次利用が前提となっている芸術作品であり、できるだけ早

い時期にパブリック・ドメインとなることが演劇界の活性化に繋がる。著作権保護期間が延長されることによって利益を得るのは芸術家の遺族であって芸術家ではない。芸術家のための施策を選択すべき。(個人)

- 誰もがデジタル技術を用いて創作物を作り、発信する立場となった時、保護期間の延長はプロや従来からいたクリエイターを過剰に保護する一方、数ではそれを遥かに上回る「一般の」クリエイターに大きな不利益を与える。生活のかかった、生きるか死ぬかの創作よりも、日常の中で軽く創り、軽く共有し、軽く楽しむ、そしてもしかしたら軽く利益を得る、という創作のたちがメインストリームになりつつある中で、旧来型の創作におもねって保護期間を延長してしまうのは、せっきやく日本に生まれ出した新しい創作の形を阻害してしまう事になる。(個人)
- 保護期間の延長に反対。欧米における保護期間の延長は関係団体のロビー活動など政治的な要因で行なわれたものであり、日本がそれらにあわせる必要はない。(個人)
- 中間報告からは、現在、問題点・懸念が指摘されている一方で明確なメリットはまだ見えていないが、時間がたてば他国の導入結果が得られると見込めるため、それまでは現状を維持することが望ましい対応である。従って、現段階では著作権・著作隣接権の保護期間を延長することに対して反対する。(個人)
- ベルヌ条約により義務づけられている保護期間は死後 50 年であり、我が国が保護期間を 70 年へ延長する理由とはならない。(個人)
- 我が国のような権利制限事由が不十分な法制度の下で保護期間を延長することは、権利者を不当に保護するだけになる。フェアユースなどの流通促進規定の創設が先であり、これらの問題が解決された上で著作権保護期間延長の議論が俎上に上るべきである。(NPO法人 ソフトウェア技術者連盟)

Ⅲ－３．第３章第３節 各論点についての意見の整理

ア．国際的な制度調和の観点からの意見

①国際的調和に積極的な意見

- デジタル化・ネットワーク化が進んだ現状を踏まえれば、著作権保護の骨格の一つである保護期間は、ベルヌ条約における最低限「死後５０年」ではなく、我が国と文化・産業の両面で特に密接な関係にある欧米諸国等の「死後７０年」に合わせるべき。（日本音楽著作権協会）

- 保護期間延長の問題が結論を得られず、審議先送りとなったことは、誠に残念である。コンテンツが瞬時に世界中を駆け巡る今日では、一国のみで著作権を守ることは不可能で国際協調がどうしても必要である。そして「没後７０年」が国際標準になっている以上、日本も「没後７０年」に保護期間を延長すべきであり、それが世界の文化を尊重することにもなる。
速やかに保護期間延長問題が再審議され、欧米並みの「没後７０年」が実現することを強く希望する。（日本美術家連盟）

- 我が国がいわゆるコピーライトヘイヴンとなって、文化の侵略ともいうべき事態を生じさせてしまうことを避けるためには、保護期間を我が国と文化・産業の両面で特に密接な関係にある欧米諸国等と同様の「死後７０年」にして、「２０年の段差」を解消すべきである。（社団法人 日本音楽著作権協会）

- 著作権保護期間延長の問題について、議論が膠着状態になり、結局結論が得られないまま先送りとなったことは誠に遺憾である。著作権保護期間の延長問題は、期間の長さの是非をいくら議論したところで、大した意味を持つとは思えない。大事なことは「デジタルネットワーク化時代における国際協調の不可欠性」の視点に立って審議されるべきである。
コンテンツが瞬時に世界中を駆けめぐるといっては、もはや一国のみで著作権を守ることは困難であり、国際的な協調が不可欠なことは疑う余地のないところである。そうであるなら、コンテンツの流通が最も盛んな先進諸国において「没後７０年」が国際的標準となっている以上、日本も早急に保護期間を国際レベルに合わせるべきである。
文化・芸術作品を流通させ、消費する「物」のように扱う主張には、大きな危惧を抱かずにはいられない。（日本著作者団体協議会）

- 著作権保護期間 70 年は、知財ビジネスの国際展開を積極的に進めていこうとしている日本が国際社会での主要な競争相手である米国、EU(欧州連合)などと対等な立場に立つ最低限のルールである。

保護期間 70 年を採用している主要国において、わが国の著作物のみ 50 年で保護が打ち切られることになるだけでなく、わが国において、これら 70 年を採用している国の著作物の保護もまた 50 年で打ち切られることになる。文化の輸入は、輸入国の国民の文化享受を豊かにし、それは必ず新たな創作へと結びついていくにもかかわらず、その著作物について使用料を払わないで済ませることは、法律的にはなんら問題がないとしても、文化国家を標榜することを躊躇させるものがあることは確かである。(個人)
- 日本が知的財産立国として国家戦略を推進しようとする際、著作権保護期間 70 年を採用しているアメリカ、ヨーロッパ諸国などの主要国とその保護期間において対等な立場でないというのは明らかに不利である。また、著作権隣接権についても同様に、国際動向を見守りつつ延長の方向で進めていくべき。特に音楽に関して言えば、歌手やミュージシャンなどの実演家、それを音として固定するレコード制作者の存在を抜きにして音楽の普及は考えられないことを考えると、著作権保護期間延長をより効果のあるものにするには、著作権隣接権の保護期間延長も併せて行うことが必要。(個人)
- コンテンツは欧米との取引がほとんどを占める。音楽の場合、ベルヌ加盟国のうち、利用される楽曲は 95%以上が欧米のものが占める。この実態を考えると、ベルヌ条約加盟国のうち、著作権保護期間を 70 年以上と定めている国は 70 国に過ぎないから 50 年が国際標準であって、70 年は国際標準ではないとする意見は明らかに実態を無視している。欧米と協調しない政策が成功した事例はこれまで一度もないはずである。即刻 70 年に延長すべきである。(個人)
- 文化振興はそれに携わる制作者等にどれだけの制作原資が集まるかが重要な鍵となる。コンテンツが保護期間内にあつて制作原資になるからこそ、関連事業者による利用促進が図られていく。天然資源の乏しい日本において、貴重な資源である知的財産の資源価値をより長くすることに意味がある。(個人)
- 著作権の保護期間の延長に賛成。優れた芸術作品が、必ずしも著作者の存命中に高い評価を得るとは限らない。著作者の没後においても、正当な対価

を得る機会を欧米の著作者と同様の長さを持たせる必要がある。(個人)

- わが国がモノ作り大国からコンテンツ大国へ移行し、今後も国際的プレゼンスを維持していくためには、クリエイター個人や彼らを背後で支える産業に対して、収益獲得の機会を十分に保証する必要がある、その一手段として、保護期間の延長も積極的に位置付けることが重要である。アメリカ・EUにおける保護期間が日本より長く設定されているのであれば、わが国においても、第一に、延長について前向きな検討を行うのが本筋であり、マイナスの側面については、別の解決策を見出す方向で努力すべき。(個人)

②消極的な意見

- 「国際的な平準化のため」というのなら、むしろ、世界標準といえる 50 年に合わせるべき。延長の理由を読んでもとりわけ説得力を感じるものはなく、それどころか恥じ入るべきものさえある。

また、欧米諸国ばかりを捕まえて国際的な趨勢と言われるのはあまり気持ちの良いものではない。(個人)

- クリエイティブ・コモンズのような運動が欧米で広がっていることから、欧米でも著作権制度への疑問があると考えられるため、欧米と保護期間を合わせなければビジネス上不利になる、あるいは日本は著作権に関して途上国だと思われる、といった事はないのではないか。(個人)

- 欧米各国にみられる近年の延長動向に従う必要性が主張されたが、「調和」の名の下に、それら世界の一部の国に追随することが、なぜ日本の文化の発展につながるか、合理的で説得力のある論拠は示されていない。

法制度は、国ごとに異なるのが、常識的な在り方である。国境を越えた著作物の保護の要請にはベルヌ条約がこたえており、同条約の内国民待遇に関する規定は、保護期間の異なりを公平に調整する機能を果たしている。「他国に合わせる」ことを自己目的化した主張には、合理性がない。(個人)

- 著作権保護期間の延長には反対である。知財の世界では、欧米に主要ライセンス（音楽メジャー・ハリウッド・マイクロソフト・インテルなど）が存在し、彼らは他国の法制度をも利用して（自国内での法改正すら、期限切れが迫った既存キャラクターの延命目的であるとして、ミッキーマウス法案と俗に呼ばれた程度に）、勝ちの構図を拡大させる事に余念が無い。この流れに国内がそのまま従った場合、結局、国内の既存商業著作権者すら、視聴者の

反発を招いた末に商機を失い、代わりに、更なる欧米主要ライセンスへの一極集中が強化される結果となろう。(個人)

- 日本はベルヌ条約で定められた保護期間を遵守しているため、保護期間に関して諸外国との不均衡は生じない。(個人)

イ. コンテンツ事業者等を介した文化創造サイクルについての意見

①延長による効果について肯定的な意見

- 保護期間の延長は、文化創造サイクルの活性化のために有益であり、個々のクリエイター及び関係者全体の創作意欲に好影響を与えると考える。(社団法人 日本音楽著作権協会)
- 音楽出版社は、楽曲の再開発のため、楽譜やオリジナルのレコードなど、その楽曲の資料を整えているが、保護期間が終われば、いくら使われても収入にならず、資料を保存する必要もないため、オリジナルの楽譜を手に入れることも難しくなる。そうして保護期間終了とともに、まだ生命力がある作品でも、忘れられる楽曲が加速度的に増えていくことになる。
サイクルの早い音楽の世界では、常にサポートする存在が必要である。そのためには、保護期間はできるだけ長くなければならない。(個人)
- 普遍的な魅力を持つ名作が少しでも多く新たに創作されるようにすることを目指すのであれば、優秀な人材を一人でも多く確保し、その才能を開花させる環境を長期的に拡充していくため、文化芸術・コンテンツ産業の分野に安定的に資金を循環させることが重要である。新たな名作がコンスタントに生み出されるようにするためのコストについては、市場で支持を集める過去の名作から安定的に生ずる著作物使用料等をもって充てることを基本とし、文化行政として税金を投入するのは主に「市場が失敗する」領域に限ることが合理的かつ効率的であると考え。
権利ビジネスに携わるコンテンツ事業者（音楽出版社、プロダクション、レコード製作者、映画製作者等）は、過去の創作に係るライセンス収入等を原資として新人の発掘・育成、新作の製作・利用開発等を行うことで、文化創造サイクルの一翼を担っている。保護期間の延長によってこのサイクルの源泉をより安定的なものにすれば、より多くの新たな才能がその真価を発揮する（プロフェッショナルとして創作活動に専念する）機会を獲得することとなり、そうした個々のクリエイターの創作意欲を高めるばかりでなく、彼・彼女らを支える関係者全体の意欲を刺激することにもなる。(個人)

- 保護期間の延長をしても、生前の創作インセンティブにはつながらないという意見もあるが、国として作家の保護を厚くしているという姿勢を国民に示すべき。プロへの転向を迷いながら、アマチュアの音楽活動を続けている人達の背中を押す意味でも、保護期間の延長を実現してほしい。(個人)
- 保護期間が著作者の創作のインセンティブになるかどうかという議論もあるが、それとは別に文化産業という視点から、保護期間が如何にあるべきか考える必要がある。そのとき、保護期間が、米国、EU諸国などと対等であれば、わが国の文化産業は明らかに不利な条件下におかれることになる。(個人)
- 商品化権の保護は永続可能な商標権によれば良いとの意見も出されているが、現実の侵害品は商標を意識的に使用(盗用)しない物品が多数存在する。これには国ごとの登録などの方式を要さない著作権で対処する方法最も有効である。従って著作権の保護期間の延長が強く望まれ、これにより商品化権者はもとより、著作権保有者の財産権的側面をより一層支援する事が可能となる。(日本商品化権協会)
- 作家の立場から、保護期間の延長により権利が強化されることは、創作意欲へのインセンティブになる。逆にいえば、保護期間の在り方についてこれだけ議論がなされた結果として延長がなかったとしたら、作家は「日本は作家を大切にしてくれない国」と考え、そのことは、創作意欲へプラスへは作用しないであろう。(個人)

②延長による効果に否定的な意見

- 創作のインセンティブが高まることを理由に保護期間延長を主張するのであれば、インセンティブが高まるという具体的数値を挙げる必要がある。(個人)
- 想定される「権利者」とは、基本的に個人ではなかったのか。個人の投資サイクルを考えるなら、保護期間は50年どころか10年でも長すぎる。そもそも、個人・法人とも発表後70年間生存・存続しているものは極少数である。70年計画で投資サイクルを持つ企業など、コンテンツ産業ではあり得ない。(個人)

- 次代の文化創造とは何か？ディズニーのアニメーションもシェイクスピアの戯曲も、当時多く存在した多くの作品を下敷きとしてできあがっている事を忘れてはならない。期間延長は、こういった”文化創造”を阻害する要因が20年間延長されるという事である。そもそも権利者は利益を追求する一個人や企業である。権利を延長したとしても、次代の文化創造などに回すという保証はない。むしろ、安定した「不労所得」が存続する事で、新規創造のインセンティブが阻害される可能性も指摘できるはずである。(個人)
- 著作物は創作に対する対価を与えることで文化の発展を目指すものであり、創作に関与しない遺族に対してまで報酬を与えることは慎重に考えるべきである。著作権者の遺族には著作権者が許諾料で得た収入を相続することができ、著作者の孫には、先代及び先々代からの遺産に加え、自己の世代の収入まで与えることになり過度の保護となりかねない。
現在の企業中心の著作権ビジネスを考えたとき、孫の代云々の議論自体が時代遅れである。(個人)
- 事業者ではなく、クリエイターを保護するという観点が重要。(個人)

ウ. 公有による文化創造、ネット時代の情報流通の在り方についての意見

- 延長反対論の主な意見として、パブリックドメイン化により利用の拡大や再創造が進むというものがあるが、優れた作品であれば保護期間内の作品であれ、パブリックドメインの作品であれ、利用は拡大するし、再創造も生み出すので、この意見は反対論としては薄弱である。(個人)
- 二次的著作物、つまり、翻訳や、編曲、小説の映画化などと、他の作品のアイデアまたは他の作品の表現を参考にして表現された二次創作を明示的に区別せず、二次創作を二次的著作物であるとの誤解を招くような認識、およびその再表明には問題がある。表現を参考にした場合はグレーであるが、アイデアを参考にしただけでは著作権法には違反しない。(個人)
- 「コンテンツを職業的に生み出し、育成し、その産業に従事している人をいかに保護していくかという観点が重要ではないか」という意見に反対。コンテンツが重要であるかどうかは、あくまでそのコンテンツの中身で判断されるべきであり、職業的に製作しているかどうかは関係無い。プロがアマチュアより優れた作品を生み出すとは限らず、職業的に製作しているということで質の低いコンテンツの創作者を保護することは、文化の発展にとってむ

しろ有害である。(個人)

- 保護期間が短いほうが文化の発展に与える効果は大きい。保護期間内でも絶版になり日の目を見ない著作物が早く公有化されることにより、人々の目に見ることができるようになり、それを下敷きとした新たな創作物ができる可能性がある。(個人)
- 違法行為によって縮小するのは、権利から得られる利益であって権利ではない。そもそも、違法行為が増えたから権利を強くすると言うのは、論理的に全くつながっていない。行うべきは、取り締まり行為の筈である。なぜ違法ユーザーによる損害を、権利拡大の受け入れという形で遵法ユーザーが補填しなくてはならないのか？また、収入が減少しているのは単に事業に失敗したか、ニーズ細分化時代の趨勢として関連産業が斜陽化しただけの事であり、法制度によって保護する必要性は無い。時代に適応して、斜陽化する音楽産業で利益を上げる **APPLE** のような実例もある。(個人)
- IT社会が到来し、情報がより普遍化・広範化した昨今において、著作権の重要性は、従来よりも増しているが、保護期間の延長は、本来情報化社会が有している、情報や知識、文化の共有性を阻害するものであるばかりか、著作権を理由とした、重要な価値を持つ特定コンテンツの寡占化や、期間延長によって、コンテンツ保護の権益を受ける一部の人々を固定化することで、利益の「世襲化」が行われてしまうことにも繋がる。

利益の寡占化と世襲化は、利益の共有化や利用円滑化とは、正反対に位置する価値概念である。自由な情報社会を維持するという意味で、情報コンテンツ利益の寡占化に直結する保護期間の延長は、得策ではない。(個人)
- 著作権の消滅により、過去の優れた作品の上演・演奏・翻訳など自由な表現が可能となり、後世の人々へ受け継がれてゆく。その結果新たな表現の土台を生み出し、より優れたものへと昇華させてゆく機会も増えるはずである。

一方で、無駄に長く保護期間を延長することは、古い作品が人々の目に留まることなく忘れ去られてゆく危険性を生み出すだけである。(個人)
- インターネットの登場によって、公有作品アーカイブの整備が急速に進み始めており、保護期間の延長を行わなければ、情報流通における技術革新の成果を生かしながら、過去の文化的所産との触れあいの機会を最大化するこ

とができる一方、延長を行えば、公有作品アーカイブに収録できる作品は制約され、個人が負担する作品との触れあいのコストは上昇する。

今後の文化の発展の基礎となる、広く表現が巡る社会を育てる上で、作品との触れあいコストを広く、かつ確実に上昇させる著作権保護期間の延長は、明らかに不利な選択である。(個人)

エ. 人格的利益、親族、平均寿命等との関係についての意見

- 脚本は、映像を前提にした創作物なので中々その改変（改悪）実態が見えにくいですが、著作権の保護期間が切れると、劣悪な複製品が巷にあふれ返る。五十年から七十年の保護期間の延長は当然である。(協同組合 日本シナリオ作家協会)
- 多くの著作権者は、創作時に孫が保護されるかを重視するものではない。現在の企業中心の著作権ビジネスを考えたとき、孫の代云々の議論自体が時代遅れである。(NPO法人 ソフトウェア技術者連盟)
- 著作者を含めて三世代を保護するという必要性を感じない。あまりにも過保護である。著作の創造に特に関わったとは限らない遺族に不労所得を与えることを良しとするのだろうか。(個人)
- 平均寿命が伸びていることから保護期間を延長するべきという意見はナンセンスである。平均寿命が 50 年に満たないような国の著作物は、日本では保護期間も短縮されるべきなのか。また、将来平均寿命が伸びたり、逆にパンデミックや戦争等で平均寿命が縮まった場合、その都度保護期間も見直すべきなのか。人間の寿命より著作物の商品としての寿命を引き合いにするべきである。(個人)
- 「作家は、非常に厳しい作業環境で仕事をしており、早死にする場合も多い。創作者が若死にした場合には、死後 50 年では、創作者の一世代の生存中にも、保護期間が切れてしまうことがある」とあるが、作家でなくとも厳しい仕事に従事している人や早死にする人、頑張っている仕事をしていても自分の子供に財産を残せない人は多く存在する。作家は厳しいから子供の財産まで考えてくれと言うのは、薄汚いエゴにしか思えない。(個人)
- 既に亡くなっている著作者への“利益”ではなく、いま生きていて現に創作活動を行なっている者たちへ、保護期間延長以外の支援を考えるべき。

権利承継者にとって手持ちの権利の期間を延長するという事は、労せずして収益増の機会を得るということだけでなく、新たな創作を進めることで利益を得ようとするインセンティブを減じることにもなりかねない。(個人)

- そもそも著作者の利益を守るのであれば、生きているうちの収入レベル、生活保障をより手厚くすることを検討すべき。著作者本人が死亡してから永劫に近い期間著作権を認めるというのは、その著作物をベースとした新しい著作物が生まれる可能性を完全にスポイルするものであり、現状の保護期間ですらかなり「長すぎる」ものである。(個人)
- 保護期間の延長による収入は既存の作品による著作権ビジネスを死にくくする程度のものでしかない。亡人の作品による収入を充てなければ自分の家庭なり会社なりが存続できないのであればそれは遺作に依り自分で創作を作り出さない現状が問題である。(個人)

オ. その他折衷的な方策を探るべきとする意見

- 権利所有者に一定の義務と制限を課する形であれば、権利者が積極的な権利運用をすることが要求され著作物の円滑な運用が期待できるため、個別の著作物ごとであれば延長を認めるケースがあってもよい。(個人)
- 保護期間の一律延長に反対。個別の著作物への格付けにより、価値の高い著作物に関しては、保護の延長に賛成できるが、それ以外の著作物の保護期間はむしろ短縮すべき。(個人)

Ⅲ－４．第３章第４節 関連する課題

ア．映画の著作物の保護期間についての意見

- 映画著作物について、死後 70 年とすれば、著作権者のすべての生死を確認することになり、管理は事実上不可能になるため、死後 70 年とすることは反対である。さらに映画の著作物については、原著作物の範囲が必ずしも明確ではなく、映画自身の著作物が切れていても、音楽の著作物について切れていないので、利用不可能ということも考えられる。映画著作物について発表時から 70 年とする以上、これらの範囲も明確にされたい。

著作隣接権について、レコードに関する権利や放送事業者の権利は、現在のコンテンツビジネスを見れば契約によって保護すれば足りる。保護延長は全く必要性が見出せない。(NPO法人 ソフトウェア技術者連盟)

- 映画著作物に関して、公表後 70 年に保護期間が延長されたことにより、当時目された 1954 年から 1958 年に公開された映画作品の増収見込みが達成されたのか、EU 圏内において 1954 年から 1958 年に公開された日本映画が、権利強化により積極的な増収に至っているのか、単純権利期間延長の効果を検証する実例として、検証すべき。(個人)

イ．著作隣接権の保護期間についての意見

- 現行著作権法の下では、楽曲の著作権は「死後 50 年間」保護されるのに対し、レコードの著作隣接権は「発行後 50 年間」で保護が終了するとされており、レコードの保護が十分に図られていない。音楽産業は、楽曲創作・実演提供・原盤製作によって支えられており、この三者の保護期間を同一レベルの水準で設定するのが合理的である。著作権の保護期間の在り方と並行して、著作隣接権の保護期間の在り方についても積極的に議論いただくことを要望する。(社団法人 日本レコード協会)

- 日本でレコードの保護期間が延長されたならば、日本の経済やクリエイターらに多大な利益をもたらすことになる。保護期間を延長することによって、日本の著作権法も、保護期間延長に向けた国際的潮流と軌を一にすることになる。また、音楽産業に対する国内・海外投資が更に活発になり、経済的にも貢献するであろう。結果として、保護期間延長により、さらなる産業の発展と雇用の創出が促され、また 50 年代・60 年代に製作された日本の古いレコードが引き続き保護されることになれば、そのクリエイターや日本文化にとっても利益となる。また、日本企業が国際的なマーケットでより平等な立

場で競争できるようになるほか、日本のクリエイターが、すでに保護期間延長を実施した諸外国から新たな収入源を得ることにもなる。(IFPI (国際レコード産業連盟)・RIAA (アメリカレコード協会))

- 著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要である。(個人)
- 実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、今のところ賛成する理由は何一つない。(個人)
- 晩年に収入が減少するのは実演家に限ったことではない。他の職種を捨て置いて敢えて実演家だけを依怙最厚するという悪法では参考にならない。(個人)
- レコードに関する権利や放送事業者の権利は、現在のコンテンツビジネスを見れば契約によって保護すれば足りる。保護延長は全く必要性が見出せない。(個人)

ウ. いわゆる「戦時加算」についての意見

- 戦時加算は、本来的な問題の位置付けからすれば、保護期間延長の有無にかかわらず解消を目指すべきものであるが、現実問題としては、保護期間延長のタイミングが解消を実現する数少ない好機であると考ええる。(社団法人日本音楽著作権協会)
- 保護期間延長を行う場合には、少なくとも、戦時加算制度の廃止または戦時加算対象著作物の消滅後とすることが適当である。(社団法人日本書籍出版協会)
- 「戦時加算」は基本的には2国間の条約の問題である。2国間で同意がなされれば撤廃することが可能なものであって、それは保護期間の延長とは無関係であるため、保護期間の延長の是非とは切り離して検討すべき。(個人)
- 戦時加算は時間が経てばは無くなるものであり、その影響も時間とともに少なくなっていくので、急いで取り組む必要は無い。(個人)

IV. 第4章 議論の整理と今後の方向性

ア. 利用円滑化方策と保護期間の在り方の関係についての意見

- 利用円滑化策と、保護期間の延長問題については、本来直接的な関連はない。保護期間の延長はそれ自体で様々な問題があり、それは利用の円滑化を図ることで解消されるものばかりではない。それぞれ別個のものであることを明確にした上でさらに議論されることを期待する。(個人)
- 利用の円滑化をはかることと著作権の延長は分けて考えるべきである。著作権法とは著作物の公正な利用と発展に寄与するためのものであり、遺族の生活保障のための法ではない。(個人)
- 「70年」の根拠が海外制度への追随にあるのなら、コンテンツの利用に関する制度も海外並みに整えてからにして欲しい。現状の日本の著作権法の「使われないうための著作権制度」のまま70年にするのは意味がない。
または著作者生存中でも20年程度でパブリックドメイン化し利用を活性化するなど海外に先駆けた新しい時代の制度を日本が牽引していくようではならぬ。(個人)
- 著作権の保護期間に関しては、現状の障害者等に対する情報保障が不十分な環境のまま延長されることになると、現状以上に悪化することにつながるのだから賛成しかねる。主に著作権利権者サイドから「諸外国並み」にするようとの要望が出されているが、まず「諸外国並み」にされるべきなのは、障害者等に対する情報保障の環境整備であると考えている。(障害者放送協会)
- 安易な保護期間延長は、刑事罰の威嚇による創作の否定ということに成りかねず、著作権保護の議論は、刑罰規定の見直し無しに進められてはならない。特に、日本の著作権法は、共同著作権者の一人が反対していれば、利用者が刑罰によって処罰されかねない。利用者が犯罪者になる現行法は著しく流通を害することになる。(NPO法人 ソフトウェア技術者連盟)
- 我が国の著作権法は、様々な著作隣接権などによる複雑な制度が設けられており、権利関係が煩雑になりがちである。さらに、カラオケ法理などの拡張解釈が問題視されている中で、権利保護期間を延長することはこのことに拍車をかけるものである。
諸外国は、フェアユースの規定や解釈等により適法とされる場合が弾力的

であるなど、流通促進のための制度が設けられた上での保護期間の延長の議論がなされており、我が国のような権利制限事由が不十分な法制度の下で保護期間を延長することは、権利者を不当に保護するだけになる。(個人)

- 現在の情勢では、権利者の権利保護にばかり目がついて、消費者のサービスの加速の妨げになっているように思われる。

権利保護にばかり目が向くと消費者の反発を招くばかりでなく、反発による違法品の流通により正常なサービスまで妨げてしまいかねない。保護期間を延長するのであれば、利用を促進する、利用しやすくする法整備・行政サービスの整備が必要不可欠である。(個人)

- 現状の、権利者の所在が容易に分からない状態では、保護期間延長によって活用できない作品が増えるだけである。保護期間を 70 年に延長するのは、円滑に連絡できるようなシステムが出来てからにすべきである。(個人)

- 利用円滑化は保護期間延長の必要条件ではあるけれども、十分条件ではない。利用円滑化方策が取られれば保護期間延長を行っても良い、とは考えてはならない。(個人)

- 死亡した年が分からない人による作品の場合、例えば発表後 100 年たつと、著作権保護期間は終了していると見なすというような規定もあればよい。(個人)

- 現行裁定制度の運用の改善ではなく、制度的な対応として検討する場合には、これを保護期間延長の議論から切り離すことなく、全体として保護と利用とを適切に調和させる結論を出すようにすべき。

A 案、B 案などいずれの形態であっても、著作権等を弱める方向に働く制度が妥当なものであるかどうかは、その制度が対象とする権利のもともとの強さとの関係において評価されるべきであり、権利の強さの重要な要素である保護期間の相違を顧慮することなく我が国に持ち込めば、全体としての保護と利用のバランスを失する結果を招く。

権利の強さの異なる外国の事例に範を求める形で権利を弱めることとなる制度の導入を検討する場合には特に、権利自体の強さについても、全体としてバランスの取れた水準となるよう、一体的に議論を進めるべきである。(個人)

イ. 今後の議論の進め方についての意見

- 「保護期間の在り方については、双方のメリットを単純に比較して二者択一の形で論議するだけではなく、「第3章第3節8 文化の発展への影響に関する各論点の関係」で議論されたような、それぞれのメリットについて他の措置で同様の効果を得ることができるものはないか、あるいはそれぞれのメリットを両方とも受けられるような方法はないのかなどの点も適宜含めつつ、一層の検討が深められるべきと考える。」とされたことに賛成の意を表する。(日本弁護士連合会)
- 「保護期間延長の必要性やメリットについて、メリットを受けられる少数ではあるが価値の高い著作物と、それ以外の多数の著作物との双方があるということについては概ね認識は一致したものである」とあるが、著作権というものは、著作物の「価値」の判断は行わないものである。「価値」が高いから保護する、「価値」が低いから保護しない、著作権法は、そのような考え方とは真逆のものである。(個人)
- 保護期間のあり方について引き続き議論を重ねるべき。延長すべきとする意見も慎重に議論すべきとする意見も結論ありきで議論がかみ合っていないように感じる。この議題は簡単に結論が出るようなものではなく、また結論を急ぐようなものでもないことから、引き続き議論を重ねることが適当である。(個人)
- 「文化」とは作り手と同時に受け手が必要である。そして、受け手である日本国民のためには、利用できるものの幅を広くして置いた方がいい。「利用円滑化の課題」は現実の経済の問題であるかもしれないが、文化の担い手は、これからの子供達である。未来の子供達のためにどうすればよいか、という視点も議論に加えて欲しい。(個人)
- 貴小委員会でのこれまでの論議を検討すると、明らかに延長に慎重な委員の意見の方が説得力があるように思える。このような意見を踏まえ、適切な結論を貴小委員会として採用していただくよう、要望する。(社団法人 日本図書館協会)
- 単純に保護期間を延長する事は、無闇に著作者の利権を延ばすのみで著作物の利用円滑化の観点からは障害の要因となるため、この議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは大変難しく、時間の無駄でもある。(個人)

○ 保護期間の延長に関しては、2年間の検討において、延長を主張する側が納得できるだけの理由とその根拠を示すことができなかった。今後も検討を続けるのであれば、新たな理由と根拠を提示されることが前提になる。

もし、延長を主張する側からそれが出されないのであるなら、検討を続ける必要は無い。(個人)

V. その他

- 保護期間の延長について、以前より要望してきたような、著作権法第 37 条で認められている事柄を十分に保証すること。

- (1) 映像による著作物に視覚障害者のための音声解説の付与及びテロップ等文字が出た場合の音声化を行うこと。

- (2) インターネットなどの通信・放送の場合にも音声解説及び文字の音声化を適用される事

上記 2 項目に対し、許諾等を経ず円滑に行えること、また、聴覚障害者に対する文字放送や手話放送の付与、音声情報を必要とする LD (学習障害) 者や高齢者などにも、利用対象の範囲を広げるなど、各方面に対する情報保障が諸外国並みに拡充され確実に保証される必要がある。

以前から利用面で生じている問題に対し、保護期間延長を機に公正な利用の確保をするべきとある。障害者福祉目的の権利制限に関しての検討内容が分かりにくいのでもう少し詳細に明記してほしい。(日本盲人会連合)

- 障害者福祉関係の課題について、すでに「平成 19 年度・中間まとめ」で示された検討結果については、一日も早い法改正の実現を要請するものである。(障害者放送協会)

- 保護期間の延長は障害者への情報保障の環境を、現状以上に悪化させることになるので賛成できない。まず「諸外国並み」にされるべきなのは、保護期間よりも、障害者等に対する情報保障の環境整備である。(個人)

- 視覚芸術作品の著作者固有の経済的権利である「追及権」が審議の対象とされ、将来、この権利が日本においても創設される道を開かれることを希望する。「追及権」の適用対象とする視覚芸術作品には美術の著作物の原作品のほか、作家及び作曲家の原稿も含まれており、「追及権」の導入は、美術のみならず、文芸・音楽の著作者にも経済的利益をもたらすものである。(日本美術家連盟)

注1：提出された意見についての概要は、事務局の責任においてまとめたものである。なお、記載場所については、意見の内容に応じて、提出された項目とは異なる場所に記載したものもある。

注2：同旨としているものには、本概要においては、内容が完全に合致していないものであっても、主たる要点に一致が見られると思われるものを含む。なお、同旨の個人からの意見がある場合には、同旨個人との記載を省略している。